

朝鮮研究と著作権

香里庵主人の韓国朝鮮文化探訪 2006年10月

東アジアにおいて解決が求められている課題のひとつに中国、韓国等における違法なコピー商品の問題がある。中国や韓国で、フランスや日本など外国のニセブランド商品が製造、販売される事例にはことかかない。（日本でも皆無とはいえないが・・・）実はこうした知的所有権をめぐる問題は、にせブランド商品だけではなく、出版物に関連した著作権をめぐる問題でも決して看過できない状況にある。

2006年10月21日に早稲田大学で開かれた朝鮮史研究会第47回大会の総会でも、朝鮮史研究会の学会誌である『朝鮮史研究会論文集』の韓国における無断複製（「海賊版」出版）＝著作権侵害問題が提起された。朝鮮史研究会幹事会では、「韓国で無断複製が行なわれていることは承知しているが、どう対応するかは今後検討したい」とのことであった。

韓国ではかなり以前から、日本で出版された学術書や資料集が無断複製され、販売されているほか、一部は再び日本に持ち込まれ販売されたりしていることは周知の事実である。これまでに無断複製された書籍には樋口雄一編『協和会関係資料集』（緑蔭書房）、荻野富士夫編・解題『特高警察関係資料集成』（不二出版）、朝鮮民族運動史研究会編集『朝鮮民族運動史研究』（青丘文庫）、市川正明編『明治百年史叢書 第288巻 韓国王妃殺害事件』（原書房）、朴慶植『朝鮮三・一独立運動』（平凡社）等があり、これ以外にも多数ある。こうした日本の出版物に対する著作権侵害事例は著作人格権や著作財産権を犯す行為といわざるを得ない。これによる日本の著者、編集者および各出版社の損害は数千万円から数億円に上るものと推定される。

韓国は1987年に著作権法を制定し、1987年には万国著作権条約、1996年にはベルヌ条約の締約国となった。この背景には、韓国がソウルでオリンピックが開かれ、経済的にも国際社会に進出し、著作権問題において世界の潮流と歩調を合わせ国際的基準に合わせる必要性を感じたことがある。このように韓国では著作権問題について法整備がなされつつあり、また著作権問題をきちんと処理して翻訳する流れも定着しつつある。とはいえ無断複製、販売が完全になくなったわけではない。

最近、フリージャーナリストで作家の萩原遼氏は「著作権を守り、海賊版を図書館から追放してください」と呼びかけている。萩原氏によると、日本のいくつかの大学図書館が所蔵している『北韓解放直後極秘資料』（全6巻）は「反社会的出版物、いわゆる海賊版でして、原著者である私の名誉を毀損し物質的損害を与えるもの」（呼びかけ文書）であると主張している。（所蔵大学図書館は一橋大学、関西大学、九州大学、筑波大学、東京大学など）

萩原氏はこの『北韓解放直後極秘資料』の元の本は自身が監修・編集し「『北朝鮮の極秘文書』（上中下3巻）と題して1996年に夏の書房（大阪市）から50セット限定で出版されたもの」と述べている。この本は韓国で上記の表題で売られ、また日本のある韓国書籍販売店も萩原氏が「差し止めを強く要請したにもかかわらず」売り続けているというのである。

このため萩原氏は「①著作権の厳守」を要求するとともに、所蔵各大学図書館に対して「②反社会的出版物（＝『北韓解放直後極秘資料』）の即時撤去と、元の本との差し替え」、さらに「③韓国出版界に対しては反省」を促している。

ところで、萩原氏が「海賊版」と主張する『北韓解放直後極秘資料』を日本の研究者も堂々（？）と引用文献、参考文献にあげていることには驚かざるをえない。「海賊版」と指摘されている『北韓解放直後極秘資料』を引用している日本の著作物は和田春樹『朝鮮戦争全史』（岩波書店2002）と下斗米伸夫『モスクワと金日成～冷戦の中の北朝鮮1945－1961年～』（岩波書店2006）である。（他にもあるかもしれないが筆者不詳。2冊とも偶然に岩波書店の出版物である。）和田氏、下斗米氏ともに、この本を引用、参考文献にあげるにあたって「海賊版」であることに気がつかなかったのであろうか？

韓国で『朝鮮史研究会論文集』をはじめ多くの日本の出版物が無断複写され市販されていることは大きな問題であるが、それと同時に、日本の研究者が「海賊版」を購入し研究論文に堂々と引用し、参考文献にあげるのは問題ないであろうか？また複数の旧国立大学図書館が、「海賊版」の図書を購入し所蔵し続けているのもなかなか納得しにくいところである。